○ 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

略] [2·3 同上]	「ハ〜リー略」 「ハ〜リー司)	)に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。 / 介又は代理	十一条第二号及び第百四十一条第一項第九号口において同じ。	に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト、第百 に規定する	二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 二十七条の	)を相手方として公開買付け(法第二十七条の二第六項(法第 )を相手方と	する場合を含む。)に規定する公開買付者をいう。以下同じ。 する場合を	条の三第二項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用 条の三第二項	ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理(公開買付者(法第二十七 ロ 有価証券の	イ [略]       イ [同上]	当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合 五 [同上]	一一 一 [一 一 [一 一	める場合は、次に掲げる場合とする。	第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定 第八十条 [同上]	契約締結前の情報の提供を要しない場合)   (契約締結前の情	改 正 後
	Ė.	介又は代理を行う場合に限る。)	百十一条第二号において同じ。)に係る有価証券の買付けの媒	に規定する公開買付けをいう。第百十条第一項第二号ト及び第	二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)	として公開買付け(法第二十七条の二第六項(法第	する場合を含む。)に規定する公開買付者をいう。以下同じ。	頃(法第二十七条の二十二の二第二項において準用	の買付けの媒介又は代理(公開買付者(法第二十七						『報の提供を要しない場合)	改正前

(顧客分別金信託の要件)

[一~八 略]

場合は、次に掲げる場合とすること。

「顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行うことができる

1 [略]

八 [略]

[十~十三 略]

第百四十一条 [同上] (顧客分別金信託の要件)

一~八 同上]

九[同上]

イ [同上]

ロ 募集等受入金(顧客から受け入れた売出し若しくは特定投資 の範囲内で顧客分別金信託契約の解約又は一部の解約を行お うとする場合

[十~十三 同上]

- 2 -

備考 表中の [ ] の記載は注記である。
-----------------------